

資料編

1. 策定経緯

1. 当初策定時

年月日		検討経緯
平成 19年 (2007 年)	1月22日 ～2月1日	都市計画マスタープラン策定説明会
	11月8日 ～11月15日	第1回 まちづくり合同ワークショップ
平成 20年 (2008 年)	1月16日 ～1月31日	市民アンケート実施 平成20年1月16日配付 平成20年1月31日（回収期限）
	1月29日 ～2月5日	第2回 まちづくり合同ワークショップ
	7月 1日	都市計画マスタープラン策定委員会 第1回
	8月12日	都市計画マスタープラン策定本部会議 第1回
	8月12日	都市計画マスタープラン策定検討会議 第1回
	9月 1日	都市計画マスタープラン策定委員会 第2回
	10月31日	都市計画マスタープラン策定委員会 第3回
	12月22日	都市計画マスタープラン策定検討会議 第2回
平成 21年 (2009 年)	1月13日	都市計画マスタープラン策定委員会 第4回
	2月12日 ～3月6日	都市計画マスタープラン素案 パブリックコメント募集
	2月12日 ～2月25日	都市計画マスタープラン素案 地域別説明会
	3月26日	都市計画マスタープラン策定本部会議 第2回
	4月20日	都市計画マスタープラン策定委員会 第5回
	5月27日	高崎市都市計画審議会

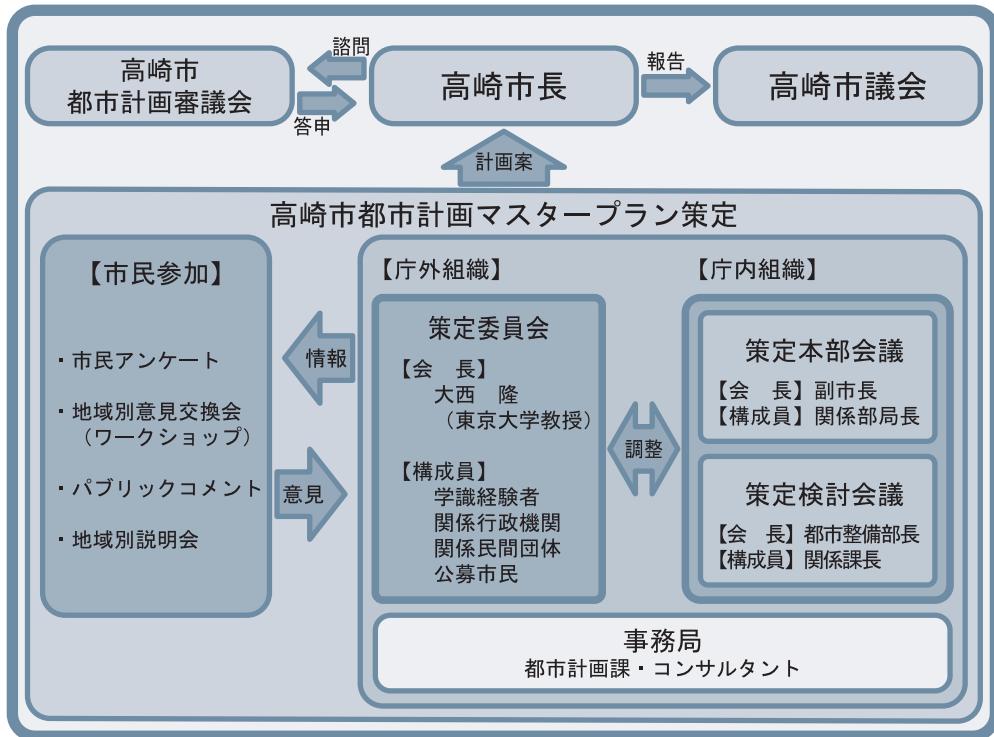
2. 吉井地域統合時

年月日		検討経緯
平成22年 (2010年)	7月23日 ～8月9日	市民アンケート実施 平成22年7月23日配付 平成22年8月9日（回収期限）
	9月14日	吉井地域統合案策定会議 第1回
	11月22日	吉井地域統合案策定会議 第2回
	12月13日 ～1月11日	吉井地域統合案 パブリックコメント募集
	12月16日	吉井地域統合案 説明会
平成23年 (2011年)	1月20日	吉井地域統合案策定会議 第3回
	1月26日	都市計画マスタープラン策定検討会議
	2月 9日	都市計画マスタープラン策定本部会議
	3月 4日	高崎市都市計画審議会

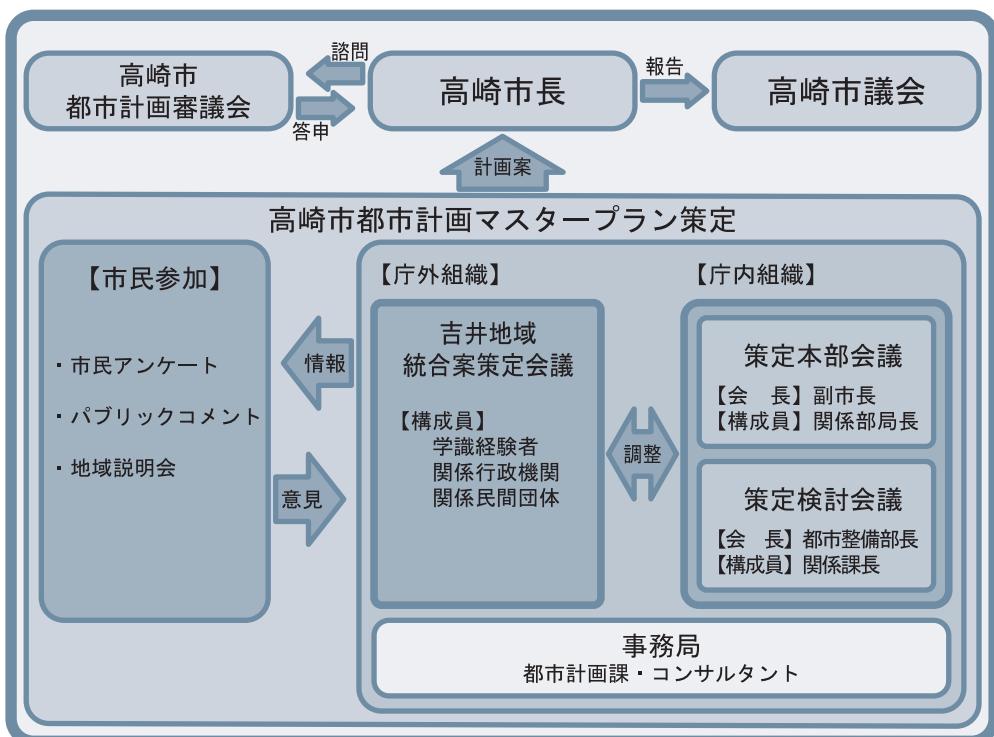
2. 策定体制

1. 実施体制

(1) 当初策定時



(2) 吉井地域統合時



2. 構成と役割

(1) 当初策定時

1) 策定委員会（庁外組織）

【役 割】都市計画マスタープランの案の策定

【会 長】学識経験者（大西隆 東京大学教授）

【構 成 員】学識経験者、関係行政機関、関係民間団体、公募市民

2) 策定本部会議（庁内組織）

【役 割】都市計画マスタープランの検討と庁内の調整と承認

【会 長】副市長

【構 成 員】関係部局長

3) 策定検討会議（庁内組織）

【役 割】都市計画マスタープランの計画案の検討

【会 長】都市整備部長

【構 成 員】関係課長

4) 事務局

【役 割】委員会運営、資料作成などの事務的支援

【事務局長】都市計画課長

【構 成 員】都市計画課(土地利用担当)

コンサルタント（株式会社トデック）

(2) 吉井地域統合時

1) 吉井地域統合案策定会議（庁外組織）

【役 割】都市計画マスタープラン吉井地域統合案の策定

【座 長】学識経験者（井口慎介 高崎市吉井ブロック区長会長）

【構 成 員】学識経験者、関係行政機関、関係民間団体

2) 策定本部会議（庁内組織）

【役 割】都市計画マスタープラン吉井地域統合案の検討と庁内の調整と承認

【会 長】副市長

【構 成 員】関係部局長

3) 策定検討会議（庁内組織）

【役 割】都市計画マスタープラン吉井地域統合案の計画案の検討

【会 長】都市整備部長

【構 成 員】関係課長

4) 事務局

【役 割】策定会議運営、資料作成などの事務的支援

【事務局長】都市計画課長

【構 成 員】都市計画課(土地利用担当)

コンサルタント（財団法人日本地域開発センター）

3. 都市計画マスター プラン策定委員会等 名簿

(1) 当初策定時～策定委員会

区分	役職	氏名	所属等
学 識 経 験	会長	大西 隆	東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
	副会長	原田 寛明	高崎経済大学地域政策学部教授
		村山 元展	高崎経済大学地域政策学部教授
		羽藤 英二	東京大学工学部都市工学科准教授
		熊倉 浩靖	特定非営利活動法人NPOぐんま代表理事
		田口 佐知雄	高崎市農業委員会会长
		松本 源治	高崎区長会会长
		矢澤 敏彦	高崎商工会議所専務理事
		根岸 良司	高崎商工会議所小売部会部会長
		西田 隆良	高崎商工会議所機械金属部会部会長
		田島 五郎	高崎商工会議所観光部会部会長
		鎌田 伸一郎	東日本旅客鉄道(株)高崎支社長
		笠原 道也	上信電鉄(株)代表取締役社長
		小暮 達也	(社)群馬県バス協会会长
		五十嵐 邦義	高崎市農業協同組合代表理事組合長
		小澤 健一	(社)高崎青年会議所理事長
		富澤 厚子	高崎女性経営者研究会(JKK)会長
		阿久津 聰	倉渢商工会青年部監査(倉渢地域)
公 募		清水 雅美	高崎市区長会常任理事(箕郷地域)
		鈴木 越夫	群馬地域審議会委員(群馬地域)
		五十嵐 正行	新町地域審議会委員(新町地域)
		草 修一	榛名商工会青年部監事(榛名地域)
		殿村 雅史	(株)協和テクノ代表取締役社長
行政		島津 弘子	(株)島津
		真田 晃宏	国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所長
		重田 佳伸 (桜井 覚) (堺 浩志)	群馬県県土整備部都市計画課長
		藤原 重紀 (糸井 義一)	高崎警察署長

(敬称略・順不同、()内は後任者)

(2) 吉井地域統合時～吉井地域統合案策定会議

区分	役職	氏名	所属等
学 識 経 験	座長	井口 慎介	吉井ブロック区長会長
	委員	森 賢六	吉井地域審議会委員
		三木 克則	吉井地域審議会委員
		大柳 茂義	吉井地区農業委員会会長
		堀口 清司	吉井商工会工業部会長
		木村 修三	吉井商工会商業部会長
		若林 しづ子	吉井商工会女性部長

(敬称略・順不同)

4. 策定本部会議 名簿

(1) 当初策定時

会長	副市長
副会长	都市整備部長
委員	市長公室長 地域振興部長 総務部長 財務部長 市民部長 保健福祉部長 高齢・医療担当部長 環境部長 商工観光部長 農政部長 建設部長 倉渢支所長 箕郷支所長 群馬支所長 新町支所長 榛名支所長 教育部長 学校教育担当部長 水道局長 下水道局長 消防局長

(2) 吉井地域統合時

会長	副市長
副会长	都市整備部長
委員	市長公室長 地域振興部長 総務部長 財務部長 市民部長 保健福祉部長 高齢・医療担当部長 環境部長 商工観光部長 農政部長 建設部長 倉渢支所長 箕郷支所長 群馬支所長 新町支所長 榛名支所長 吉井支所長 教育部長 学校教育担当部長 水道局長 下水道局長 消防局長

5. 策定検討会議 名簿

(1) 当初策定時

会長	都市整備部長		
副会長	都市計画課長		
委 員	企画調整課長	田園整備課長	榛名支所産業観光課長
	文化課長	管理課長	農業委員会事務局長
	地域づくり推進課長	土木課長	社会教育課長
	中核市推進室長	建築住宅課長	文化財保護課長
	庶務課長	建築指導課長	スポーツ課長
	財政課長	市街地整備課長	健康教育課長
	交通地域安全課長	区画整理1課長	工務課長
	社会福祉課長	区画整理2課長	給水課長
	障害福祉課長	都市施設課長	浄水課長
	長寿社会課長	公園緑地課長	計画課長
	保健施設整備室長	倉渉支所地域振興課長	整備課長
	環境政策課長	倉渉支所産業課長	維持管理課長
	廃棄物対策課長	箕郷支所地域振興課長	消防局総務課長
	商業課長	箕郷支所産業課長	
	工業課長	群馬支所地域振興課長	
	観光課長	群馬支所産業課長	
	農政政策課長	新町支所地域振興課長	
	農林課長	榛名支所地域振興課長	

(2) 吉井地域統合時

会長	都市整備部長		
副会長	都市計画課長		
委 員	企画調整課長	農政政策課長	吉井支所地域振興課長
	都市集客施設整備室長	農林課長	農業委員会事務局長
	文化課長	田園整備課長	社会教育課長
	地域づくり推進課長	管理課長	文化財保護課長
	中核市推進室長	土木課長	スポーツ課長
	庶務課長	建築住宅課長	健康教育課長
	財政課長	建築指導課長	工務課長
	交通地域安全課長	スマートセンター整備室長	浄水課長
	社会福祉課長	市街地整備課長	整備課長
	障害福祉課長	区画整理1課長	維持管理課長
	長寿社会課長	区画整理2課長	消防局総務課長
	保健施設整備室長	都市施設課長	
	環境政策課長	公園緑地課長	
	一般廃棄物対策課長	倉渉支所地域振興課長	
	産業廃棄物対策課長	箕郷支所地域振興課長	
	商業課長	群馬支所地域振興課長	
	工業課長	新町支所地域振興課長	
	観光課長	榛名支所地域振興課長	

3. 市民アンケート実施概要

1. アンケート調査内容

高崎市内全域の市民を対象に都市計画マスタープランに関する市民アンケートを実施しました。対象者は、市内在住の15歳以上の市民とし、各地域ごとに200以上の回答が得られるように設定し、実施しました。

アンケートの質問内容の概要は次の通りです。

1. 現在お住まいの地域について

- ・都市施設、都市基盤の整備に関する質問
- ・地域の中心、拠点に関する質問
- ・地域資源（自然環境、文化財）に関する質問
- ・新市基本計画の重点事業に関する質問

2. 高崎市全域に関する質問

- ・交流、訪問に関する質問
- ・地域のイメージに関する質問
- ・将来像に関する質問

3. 中心市街地に関する質問

4. 公共交通に関する質問

2. アンケートの実施概要

1. 当初策定時

（高崎地域・群馬地域・新町地域・箕郷地域・榛名地域・倉渢地域）

配付期日：平成20年1月16日配付

回収期限：平成20年1月31日締切

アンケート対象：15歳以上の市内在住者

対象者抽出方法

市内在住の市民を無作為抽出

サンプル数及び回収率

2. 吉井地域統合時

（吉井地域）

配付期日：平成22年7月23日配付

回収期限：平成22年8月9日締切

アンケート対象：15歳以上の市内在住者

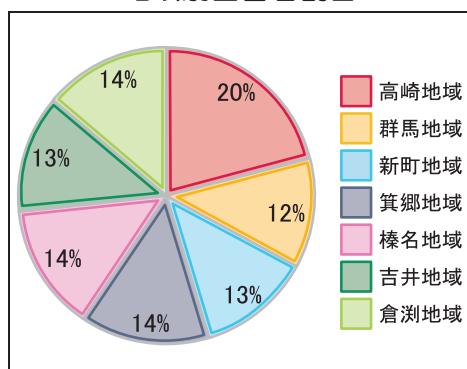
対象者抽出方法

吉井地域在住の市民を無作為抽出

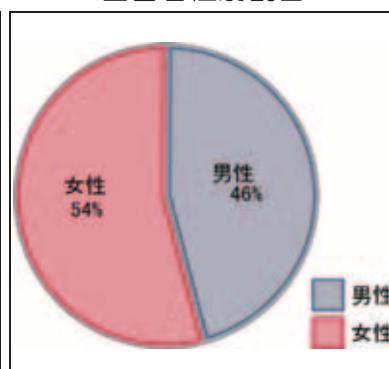
	配付数(通)	回収数(通)	回収率
高崎市全域	5,750	2,035	35.39%
高崎地域	1,386	424	30.59%
群馬地域	773	254	32.86%
新町地域	704	261	37.07%
箕郷地域	724	281	38.81%
榛名地域	732	276	37.70%
吉井地域	750	257	34.27%
倉渢地域	681	282	41.41%

3. 回答者属性

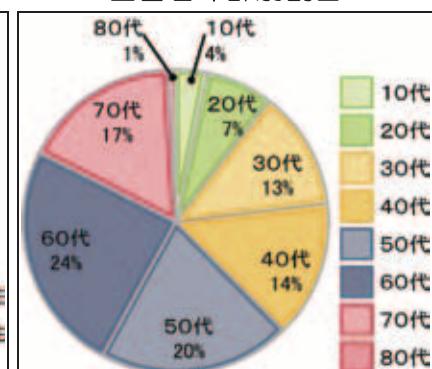
地域別回答者割合



回答者性別割合



回答者年齢別割合



4. 用語説明

あ行

用語	語句の説明
【アメニティ】	建築物や都市などの住環境における感覚的、情緒的ななじみやすさや居心地の良さなどの環境の快適のこと。
【雨水浸透樹】 (うすいしんとうす)	地表を流れる雨水を集水し排除するために設置される雨水樹のうち、集めた雨水を、大地に効率よく浸透させる機能を有したものを指し、地下水涵養と浸水防止に役立つ。
【延焼遮断】 (えんしょうしゃだん)	火災が、建物内や区内、街区内などの発生場所から、他の場所への拡大を防ぐこと。
【沿道サービス施設】 (えんどうサービスしせつ)	都市計画法第34条第9号で定められている道路管理施設、休憩所または給油所等の施設。
【屋上緑化】 (おくじょうりょくか)	建築物の断熱性の向上、景観の向上、またヒートアイランド現象の対策などの目的で、建築物の屋上や屋根に植物を植えて緑化すること。
【オープンスペース】	【公開空地】を参照。

か行

【合併処理浄化槽】 (がっぺいしょりじょうかそう)	終末処理下水道以外に放流するための設備で、台所やお風呂などの生活雑排水をし尿と併せて処理できる浄化槽のこと。
【環境共生】 (かんきょうきょうせい)	人々が、地域にもともと備わっている植生、生態系、地形、気候などの自然環境に対して、過大に変更や負荷をかけることなく、持続的な生活を営むこと。
【休耕地】 (きゅうこうち)	耕作を一時的にやめている農地。
【クリーンエネルギー自動車】 (くりーんえねるぎーじどうしゃ)	石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリン自動車やディーゼル自動車よりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。天然ガス自動車、電気自動車、メタノール自動車、水素自動車、ガソリン自動車と電気自動車を組み合わせたハイブリッド自動車などがある。
【ぐるりん】	高崎市内を循環するコミュニティバスの愛称。
【経営耕地】 (けいえいこうち)	農家などの農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。
【公開空地】 (こうかいくうち)	一般の歩行者が日常自由に通行、利用できる建築物の敷地内の空地または開放空間。

【耕作放棄地】 (こうさくほうきち)	2年以上耕作せず、かつ将来においても耕作し得ない状態の土地。または、「農業センサス」において、過去一年間作付けされておらず、今後数年間のうちに再度耕作するはっきりとした意志のない土地のこと。
【高次都市機能】 (こうじとしきのう)	市町村域を越えた広範な後背圏をはじめとした広域に影響を与える業務中枢管理、研究開発、高度情報化、国際交流、コンベンションなどの都市機能のこと。
【高速バスターミナル】 (こうそくバスターミナル)	高速自動車道を利用した中・長距離バスの発着、乗客の乗降サービスなどを主に行うバスターミナル。
【国際港湾】 (こくさいこうわん)	国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる港湾。また、国内では、港湾法に基づく重要港湾。
【コホート要因法】 (コホートよういんほう)	同一年または同期間に誕生した出生集団・世代に着目した単位集団（コホート）の出産、死亡や移動などの変化に基づく将来人口の推計方法。
【コミュニティ】	一定の日常生活圏に対応する地域単位と、そこで発生する人々のつながり。
【コンパクト】	小形で中身が充実していること。
【コンパクトシティ】	市域や地域の中で核となる部分を中心と定め、そこに社会基盤の集中投資を行い、行政・商業施設や住宅の集中を促した都市のこと。
【コンベンション】	会議、集会、大会、大規模な催しなどのこと。

さ行

【市街化区域】 (しがいかくいき)	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
【市街化調整区域】 (しがいかちょうせいくいき)	都市計画区域内で、当面開発を抑制すべき区域。
【市街地再開発事業】 (しかいちさいかいはつじぎょう)	都市再開発法に基づき、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。
【市街地整備基本計画】 (しかいちせいびほんけいかく)	市街地再開発事業や都市施設整備のための都市計画事業などの諸事業と、地区計画制度、開発許可制度及び建築基準法に基づく規制を、一定の期間（10年から20年）、財政上の枠のもとで組み合わせた計画。
【次世代自動車】 (じせだいじどうしゃ)	「地球環境への環境負荷低減」と「高度情報化」に対応した自動車。特に、本稿では、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車などの低公害車のこと。
【自転車専用レーン】 (じてんしゃせんようれん)	自転車の通行のみが可能である車線のこと。

【準耐火建築物】 (じゅんたいかくにんちく)	耐火建築物に準ずる耐火性能を持つ建築物。
【準都市計画区域】 (じゅんとしけいかくくいき)	都市計画区域外において、現に相当数の建築・開発行為が行われている区域等を対象として、建築・開発行為に対して、規制と誘導を図るため、都市計画区域に準じて定められる区域。
【準防火地域】 (じゅんぼうかくいき)	都市計画によって防火地域に準ずる地域として定められる地域。指定された地域では、建築基準法に基づき、建築物の規模や階数、構造などが定められる。
【小水力発電】 (しょうすいりょくはつでん)	100kW以下の小規模で、中小河川や用水路などの小さな高低差を利用した水力発電のこと。
【ショッピングセンター】	多数の小売店舗や飲食店などを計画的に集合させた場所。大規模な建築物一つを指す場合と、複数の建物からなる地域を指す場合がある。
【食の安全の運動】 (しょくのあんぜんのうんどう)	食品の安全と信頼性を確保することを目的に、生産、流通、消費の各分野にわたる市民、企業、行政による活動全般を指します。
【新交通システム】 (しんこうつうシステム)	鉄道とバスとの中間の輸送力を持つ、線路などの軌道を走行するタイプの公共交通機関。モノレール、AGT (Automated Guide way Transit : 案内軌条式鉄道) 、LRT (Light Rail Transit : 軽量軌道交通) などの様々な機種がある。
【新産業】 (しんさんぎょう)	市場における新たな需要を満たし、または新たな価値を創造する産業。本市では「環境」「医療・福祉分野」「ナノテク」「情報」「高齢者対応」「健康」を位置づけている。
【親水】 (しんすい)	河岸や海浜などで、水に親しむこと。
【森林体験学習】 (しんりんたいけんがくしゅう)	森林という環境を活用し、実地で体験する環境学習。
【森林ボランティア】 (しんりんボランティア)	里山林などの身近な森林の保全、育成、活用に関わるボランティア活動全般のこと。
【水源涵養林】 (すいげんかんようりん)	河川の水量と水質の安定を維持する機能を有している森林。
【スプロール化】 (スプロールか)	無計画で統制なく市街地が広がっていくこと。道路などの都市基盤施設の整備が不備のまま、小規模な市街地開発が進む現象。
【スマートインターチェンジ】	ETC (Electronic Toll Collection System : ノンストップ自動料金収受システム) を利用している自動車だけが出入りできる簡易式のインターチェンジ。
【線引き都市計画区域】 (せんびきとしけいかくくいき)	都市計画法に基づき、市街化を推進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域を分けた都市計画区域。
【相対湿度】 (そうたいしつど)	空气中に含まれている水蒸気の量と、その温度の空気が含み得る水蒸気の最大量との比率のこと。

た行

【耐火建築物】 (たいかげんちくぶつ)	柱などをはじめとした主要構造部を耐火構造とした建築物で、建築基準法に基づく構造を持った建築物。
【地球温暖化】 (ちきゅうおんだんか)	石油をはじめとする化石燃料の大量消費などによって発生した二酸化炭素などの温室効果ガスの影響により、地球表面の大気の平均気温や海水の平均温度が高まる現象。
【地球温暖化対策】 (ちきゅうおんだんかたいさく)	地球温暖化の進行を抑制する、二酸化炭素排出量の制限などをはじめとした対策。
【地区計画制度】 (ちくけいかくせいど)	地区レベルでのきめ細かなまちづくりを実現するための都市計画の制度。市区町村がそれぞれの地区の特性に応じて細街路や公園等の地区施設、建築物の用途、形態、敷地等について一体的、総合的な計画（都市計画）を定める。その計画に基づいて対象となった地区の建築行為または開発行為の誘導・規制を行う。
【地産地消】 (ちさんちしょう)	地域で生産した農作物を地域で消費する「地元生産、地元消費」を略した言葉。
【治水】 (ちすい)	洪水などの水害を防ぎ、また水運や農業用水などの便のため、河川の改良、保全を行うこと。
【中核都市】 (ちゅうかくとし)	商業集積をはじめとした都市的サービス機能や高次都市機能、都市型産業などが集積し、経済や交流活動の推進の核となる都市。
【低炭素社会】 (ていあんそしゃかい)	二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を少なくする仕組みを持つ社会のこと。
【透水性アスファルト舗装】 (とうすいせいアスファルトほそう)	雨水などを透過する性能を持ったアスファルト舗装。
【特定用途制限地域】 (とくていようとせいけんちいき)	都市計画法に基づき、線引きをしない都市計画区域内または準都市計画区域内のうち、用途地域が定められていない地域について、良好な環境確保に支障がある特定の用途の建築物等の建築を制限する地域。
【特別緑地保全地区】 (とくべつりょくちほぜんちく)	都市における良好な自然的環境となる緑地を永続的に保全し、緑豊かなまちの環境を維持する地区。
【都市計画区域外】 (としけいかくくいきがい)	都市計画法に基づく都市計画区域に定められていない区域。
【都市計画道路】 (としけいかくどうろ)	都市計画法に基づき、都市施設として都市計画決定された道路。
【都市公園】 (としこうえん)	都市住民の野外レクリエーションの場であるとともに、都市環境の整備、改善、災害時の避難などのために設けられる都市施設。
【都市内居住】 (としないきょじゅう)	市街化区域内、特に高度利用が進められる中心市街地などに生活の拠点（住居）を置く生活スタイル。
【土地区画整理事業】 (とちくかくせいりじぎょう)	土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画形質の変更及び公共施設の新設変更を行い、宅地の利用増進を図る事業。

【土地利用】 (とちりよう)	土地の状態や用途などの利用の状況のこと。何らかの利益を得るため、区画された土地を保有または利用すること。
な行	
【農業集落排水事業】 (のうぎょうしゅうらくはいすいじぎょう)	農村地域の農業振興地域を対象に適用される下水処理事業。農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、公共用水域の水質保全を目的に実施される。
【農地転用】 (のうちてんよう)	農地を農地以外の目的に転用すること。
は行	
【パークアンドバスライド】	パークアンドライドのうち、特に、バスを用いて実現するもの。
【パークアンドライド】	市街地への自動車などの過度の流入によって発生する交通混雑を緩和するために、市街地縁辺などの郊外の駐車場に車を止め、公共交通に乗り換えて市街地へ入る交通方式。
【バスターミナル】	多数のバス路線の発着、乗客の乗降サービスに加え、バスの駐車や運行管理を行う施設。
【バス優先交通システム】 (バスゆうせんこうつうシステム)	路線バスの通行を円滑化し、定時制の確保を実現させることを目的に、バスレーンなどの交通規制施策と、交通信号機などの交通インフラを制御するシステムをあわせたもの。
【バス優先レーン】 (バスゆうせんれん)	道路交通法で定められている路線バス等優先通行帯。通常時は一般車両の通行が可能だが、路線バスが接近したときは路線バスに車線を譲らなくてはならない。混雑、渋滞時は一般車両の通行が禁じられる。
【バリアフリー】	障害者が建築物などを使おうとしたときに、邪魔になる様々なバリア（障碍【しょうがい】）を取り除こうという考え方。もしくは取り除かれた状態。
【はるバス】	榛名地域を循環するコミュニティバスの愛称。
【榛名南麓フルーツライン】 (はるなんろくフルーツライン)	榛名山の南麓の榛名地域と箕郷地域を結ぶ広域農道。
【ヒートアイランド現象】 (ヒートアイランドげんしょう)	都市部の気温がその周辺地域に比べて高くなる現象。
【ビジネスパーク】	業務機能の集積が進められる区域。本市では、新産業を中心に振興と育成を図っている。
【非線引き都市計画区域】 (ひせんびきとしけいかくくいき)	都市計画法に基づく市街化区域と市街化調整区域の区域分けが行われていない都市計画区域。
【風致地区】 (ふうちちく)	都市の自然的景観を維持していくことによって都市全体の美しさを保全するとともに、市民の生活環境を保持していくために定める地区。

【文化芸術創造機能】 (ぶんかげいじゅつそうぞうきのう)	人々の文化芸術活動を活性化させるとともに、文化芸術活動に対する関心と参画の意欲を高め、文化芸術の創造を支える機能。
【ペデストリアンデッキ】	歩行者と自動車の動線分離を目的とした高架の歩廊。
【防火地域】 (ぼうかちいき)	市街地における火災の危険を防除するため、都市計画によって定められる地域。指定された区域の建築物は、建築基準法に基づき、建築物の構造が限定されます。
【ボトルネック交差点】 (ボトルネックこうさてん)	道路において車両の円滑な通行を妨げ、渋滞や混雑の原因となっている交差点。

や行

【有機農業】 (ゆうきのうぎょう)	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業。
【遊休農地】 (ゆうきゅうのうち)	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
【優良農地】 (ゆうりょうのうち)	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地などの良好な営農条件を備えた農地。
【ユニバーサルデザイン】	障害者・高齢者・健常者の区別なく、全ての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。
【用途地域】 (ようとちいき)	目指すべき市街地像に応じて、12種類の地域類型のいずれかを指定し、建物の用途、密度、形態等を制限する地域。
【用途無指定地域】 (ようとむしていちいき)	都市計画区域が定められている区域のうち、市街化調整区域以外の区域で、用途地域が定められていない地域。

ら行

【利水】 (りすい)	本来河川が持っている機能（漁業、観光、地下水の維持、動植物の保護、衛生環境の維持向上など）、水道用水や工業用水などの都市用水の供給、かんがい用水などの供給のために、水を利用すること。
【レクリエーション】	休養や娯楽など、精神的、肉体的な疲労やストレスから回復することを目的として自発的に行う活動。

わ行

【脇往還】 (わきおうかん)	江戸時代の五街道以外の主要な街道をいい、「脇街道」や「脇道」とも呼ばれた。街道と同様に道中奉行が管理し、宿駅、一里塚、並木などが整備されたところも多い。
-------------------	--